

住基ネットに関する箕面市の経緯

H14. 11. 11 箕面市等の住民が大阪地裁に裁判を提起

箕面市等の住民が箕面市等を相手取り、住基ネットへの接続等により人格権等が侵害され、精神的損害を被ったなどとして損害賠償を請求。

H16. 2. 27 大阪地裁判決（行政側全面勝訴）

H16. 3. 12 住民は大阪地裁判決を不服として控訴

住民は、控訴審においては、箕面市等に対する損害賠償請求に加え、箕面市の住民1名、吹田市の住民1名、守口市の住民2名につき、住民票コードの削除等を求めていたところ。

H18. 11. 30 大阪高裁判決（行政側一部敗訴）

住民票コードの削除について住民の請求を認容（その他については棄却）。

H18. 12. 7 箕面市長が上告を断念する旨を表明（吹田市及び守口市は上告）

H18. 12. 28 箕面市において検討会を設置

箕面市長は、大阪高裁判決を実現する方策、選択制を実施する方法などの検討を専門家に依頼。

H19. 3. 30 箕面市検討会が報告書を提出

当該報告書において、以下について提言。

- ・ 控訴人である住民の住民票コードを削除するため、当該住民の住民票を職権で削除したうえで、住民票コードを記載しない住民票を職権で記載すること。
- ・ 控訴人以外の住民についても、希望に応じて住民票コードを削除するという選択制を導入すること。

H19. 5. 30 箕面市長が、控訴人については大阪高裁判決に基づき実施し、住基ネットでの自己情報の運用を希望しない他の住民については実現に向けて努力をする旨を発表。